

平成21年5月19日

各 位

会 社 名 大 東 港 運 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 曾 根 好 貞
(JASDAQ・コード9367)
問合せ先 取 締 役 中 丸 英 実
電話番号 03-5476-9701

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月19日開催の当社取締役会決議により、平成21年6月26日開催予定の第60回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

1) 株券電子化

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)の施行に伴い、当社定款のうち、株券、実質株主及び実質株主名簿に関する条文・文言を削除し、合わせてその他の文言の修正及び追加等所定の変更を行うものであります。

また、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から1年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係わる事務を取り扱いますので、経過措置として、その附則を設けるものであります。現行定款第8条、第10条第3項の削除、第11条(改定案第10条)の文言修正及び追加、改定案附則第1条・第2条・第3条の新設。

2) 経営責任の明確化

経営環境の変化に対応した機動的な経営体制構築のため取締役会等の構成を充実するとともに、併せて、事業年度における経営責任を一層明確にするために取締役の任期を現行の「2年」から「1年」に変更するものであります。

現行定款第22条(改定案第21条)第1項の変更・第2項の削除、現行定款第23条・第32条(変更案第22条・第31条)の変更。

3) 法令に定める監査役の員数確保

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、補欠監査役の規定を新設するものであります。

改定案第36条の新設。

4) 機動的な配当政策

2)の変更に伴い、機動的な配当政策を実施できるように剰余金の配当を株主総会の決議から取締役会の決議に変更し、合わせてその他の文言の修正及び追加等所定の変更を行うものであります。改定案第50条の新設、現行定款第50条(改定案第51条)の変更、現行定款第51条の削除、現行定款第52条(改定案第52条)の文言修正。

2. 定款変更の内容
別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成21年6月26日

定款変更の効力発生日

平成21年6月26日

以 上

現行定款	定款変更案
(株券の発行) <u>第8条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。 2. <u>前項の規定にかかわらず、当社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u> (単元未満株主の権利制限) <u>第9条</u> 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利。 (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利。 (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利。 (株主名簿管理人) <u>第10条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。 3. <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）</u>、<u>株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</u> (株式取扱規定) <u>第11条</u> <u>当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</u> <u>第12条</u> ） （条文省略） <u>第21条</u> (取締役の任期) <u>第22条</u> 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度の<u>うち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (代表取締役および役付取締役) <u>第23条</u> 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。 3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 <u>第24条</u> ） （条文省略） <u>第31条</u> (相談役および顧問) <u>第32条</u> 当社は、取締役会の決議によって相談役および顧問各若干名を置くことができる。 2. 相談役および顧問は、当社の業務の指導および重要事項の諮問に応じる。	(削除) (単元未満株主の権利制限) <u>第8条</u> （現行どおり） (株主名簿管理人) <u>第9条</u> （現行どおり） (削除) (株式取扱規定) <u>第10条</u> 株主名簿、新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、<u>株主の権利行使に際しての手続等</u>については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規定による。 <u>第11条</u> ） （現行どおり） <u>第20条</u> (取締役の任期) <u>第21条</u> 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削除) (代表取締役および役付取締役) <u>第22条</u> （現行どおり） 3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、<u>取締役相談役</u>、取締役会長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 <u>第23条</u> ） （現行どおり） <u>第30条</u> (相談役、<u>会長</u>および顧問) <u>第31条</u> 当社は、取締役会の決議によって相談役、<u>会長</u>および顧問各若干名を置くことができる。 2. 相談役、<u>会長</u>および顧問は、当社の業務の指導および重要事項の諮問に応じる。

現行定款	定款変更案
第33条 （条文省略）	第32条 （現行どおり）
第36条 （新設）	第35条 （補欠監査役）
第37条 （条文省略）	第36条 法令または定款の監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 2. 補欠監査役の選任決議は第34条の規定を準用する。 3. 補欠監査役の選任の効力は、選任後4年以内に終了する定時株主総会の開始の時までとする。 4. 補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
第49条 （新設）	第37条 （現行どおり）
（期末配当金）	第49条 （剰余金の配当）
第50条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。	第50条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。
（中間配当金）	（剰余金の配当の基準日）
第51条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。	第51条 当社の期末配当の基準日は毎年3月31日とする。 2. 当社の中間配当の基準日は毎年9月30日とする。 3. 第2項のほか基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
（期末配当金等の除斥期間）	（削除）
第52条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。 2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。	（期末配当金等の除斥期間） 第52条 期末配当金および中間配当金等が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。 2. 未払の期末配当金および中間配当金等には利息をつけない。
（新設）	附則
	第1条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。
	第2条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規定による。
	第3条 本附則第1条、第2条および本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。